

相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書

大分市長 足立 信也（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会会長 河野 幸治（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総 則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対 象 者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。



(委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法)

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和4年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」(以下、「別表」という。)に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき1,600円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の郡市医師会(以下「丁」という。)に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書(様式3)にクーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書(様式4)及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書(様式5)を作成し、クーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。

- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市長 足立 信也



乙 大分市大字駄原2892の1

一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式1

受診券番号	受診券番号
氏名	受診券番号
生年月日	交付年月日
住所	氏名
保険区分 (該当に○)	国保、社保・共済、生保、その他
乳がん検診無料クーポン券	
交付年月日	生年月日
[有効期限 交付年月日から 令和6年1月31日まで]	住所
大分市長	
大分市	

様式2

受診券番号	受診券番号
氏名	受診券番号
生年月日	交付年月日
住所	氏名
保険区分 (該当に○)	国保、社保・共済、生保、その他
子宮頸がん検診無料クーポン券	
交付年月日	生年月日
[有効期限 交付年月日から 令和6年1月31日まで]	住所
大分市長	
大分市	

様式 3 (検診機関→都市医師会)

相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

〇〇都市医師会長 殿

所 在 地

医療機関名

代表者名

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

市町村名	乳がん検診 (人)	子宮頸がん検診 (人)	計 (人)
計			

(注) 検診機関は、実施月分を翌月 10 日までに当該都市医師会へ提出

様式 4 (都市医師会→市町村、都市医師会が行わない場合は：検診機関→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地
医師会名（医療機関名）
会長名（病院長名）

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	委託料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診			
子宮頸がん検診			
計			

（振込口座）○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

様式 5 (郡市医師会→市町村)



相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名

会 長 名

印

下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	事務手数料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診	160円		
子宮頸がん検診	160円		
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

(注) 本表は、郡市医師会から○○市町村に事務手数料を請求する場合に使用します。



相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書

別府市長 長野 恭紘（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾患対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総 則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対 象 者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

(委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法)

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和4年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」(以下、「別表」という。)に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の郡市医師会(以下「丁」という。)に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書(様式3)にクーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書(様式4)及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書(様式5)を作成し、クーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。

- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年6月1日

甲 別府市上野口1番15号
別府市長

長野 恭紘



乙 大分市大字駄原2892の1
一般社団法人大分県医師会長

河野 幸治



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

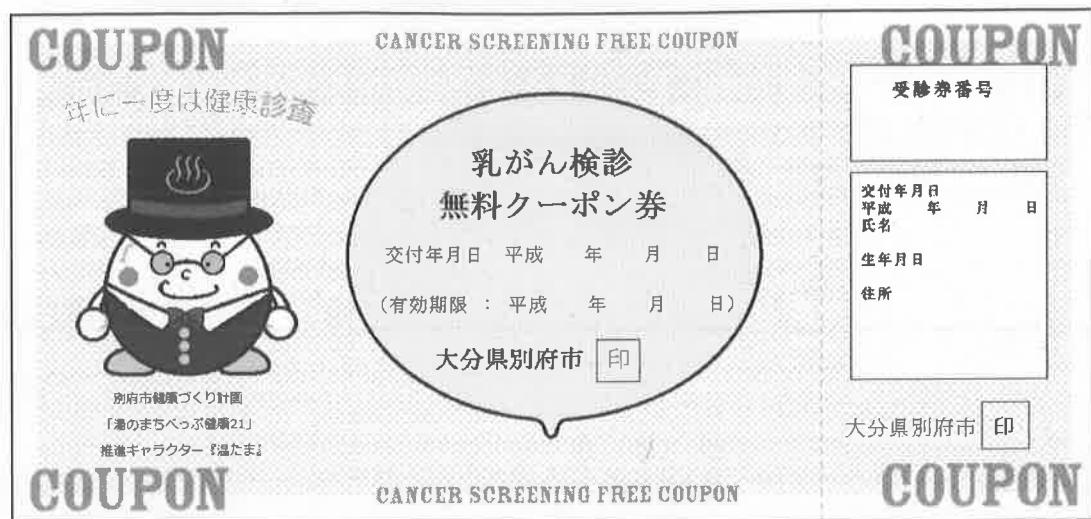
(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式1



様式2



様式 3 (検診機関→郡市医師会)

相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○郡市医師会長 殿

所 在 地

医療機関名

代表者名

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

市町村名	乳がん検診 (人)	子宮頸がん検診 (人)	計 (人)
計			

(注) 検診機関は、実施月分を翌月 10 日までに当該郡市医師会へ提出

様式 4 (郡市医師会→市町村、郡市医師会が行わない場合は：検診機関→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名（医療機関名）

会長名（病院長名）

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	委託料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診			
子宮頸がん検診			
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

様式 5 (都市医師会→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名

会 長 名

印

下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	事務手数料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診	160円		
子宮頸がん検診	160円		
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

(注) 本表は、都市医師会から○○市町村に事務手数料を請求する場合に使用します。



相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書

津久見市（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対象者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法）

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和5年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」（以下、「別表」という。）に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

（委託料の支払及び実施状況の報告）

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の都市医師会（以下「丁」という。）に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書（様式3）にクーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書（様式4）及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書（様式5）を作成し、クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

（契約期間）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年2月29日までとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

（業務等の調査等）

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年4月3日

甲 津久見市宮本町20番15号

津久見市

津久見市長 川野 幸男



乙 大分市大字駄原2892の1

一般社団法人大分県医師会

会長 河野 幸治



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式 1

令和5年度津久見市がん検診無料クーポン券																	
津久見市長 田村 幸司 																	
<p>【対象のがん検査】 がん検査（マンモグラフィ）</p> <p>【氏 名】</p> <p>【性 別】</p> <p>【生年月日】</p> <p>【クーポン№】</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">受付年月日</td> <td style="width: 50%;">令和5年1月 1日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>令和6年2月20日</td> </tr> </table> <p>【がん検診無料クーポン券使用にあたっての留意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) このクーポン券は、県内の指定機関・場所でしか利用できません。・ 2) 受診時には、このクーポン券を指定窓口に提出してください。・ 3) 指定機関で受診する際は、<u>予約登録</u>をしてください。・ ※予約登録も、手続料です。特にレディース検査は早く取扱うやすいため予めに予約ください。・ 4) 本人確認のため「健診保険証明書類」を必ずご持参ください。・ <p>【医療機関記入欄】受診日・医療機関名・係医区分の記入をお願いします。・</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">受診日</td> <td style="width: 50%;">□</td> </tr> <tr> <td>医療機関名</td> <td>□</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">【医療区分の記入欄】</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">□</td> </tr> <tr> <td>回 保 口</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>社 保 口</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>その他の □</td> <td>□</td> </tr> </table>		受付年月日	令和5年1月 1日	有効期限	令和6年2月20日	受診日	□	医療機関名	□	【医療区分の記入欄】	□	回 保 口	□	社 保 口	□	その他の □	□
受付年月日	令和5年1月 1日																
有効期限	令和6年2月20日																
受診日	□																
医療機関名	□																
【医療区分の記入欄】	□																
回 保 口	□																
社 保 口	□																
その他の □	□																
<問い合わせ先> 津久見市役所 健康保健課 0972-96-5523																	

様式 2

令和5年度津久見市がん検診無料クーポン券																	
津久見市長 田村 幸司 																	
<p>【対象のがん検査】 がん検査</p> <p>【氏 名】</p> <p>【性 別】</p> <p>【生年月日】</p> <p>【クーポン№】</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">受付年月日</td> <td style="width: 50%;">令和5年1月 1日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>令和6年2月20日</td> </tr> </table> <p>【がん検診無料クーポン券使用にあたっての留意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) このクーポン券は、県内の指定機関・場所でしか利用できません。・ 2) 受診時には、このクーポン券を指定窓口に提出してください。・ 3) 指定機関で受診する際は、<u>予約登録</u>をしてください。・ ※予約登録も、手續料です。特にレディース検査は早く取扱うやすいため予めに予約ください。・ 4) 本人確認のため「健診保険証明書類」を必ずご持参ください。・ <p>【医療機関記入欄】受診日・医療機関名・係医区分の記入をお願いします。・</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">受診日</td> <td style="width: 50%;">□</td> </tr> <tr> <td>医療機関名</td> <td>□</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">【医療区分の記入欄】</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">□</td> </tr> <tr> <td>回 保 口</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>社 保 口</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>その他の □</td> <td>□</td> </tr> </table>		受付年月日	令和5年1月 1日	有効期限	令和6年2月20日	受診日	□	医療機関名	□	【医療区分の記入欄】	□	回 保 口	□	社 保 口	□	その他の □	□
受付年月日	令和5年1月 1日																
有効期限	令和6年2月20日																
受診日	□																
医療機関名	□																
【医療区分の記入欄】	□																
回 保 口	□																
社 保 口	□																
その他の □	□																
<問い合わせ先> 津久見市役所 健康保健課 0972-96-5523																	

様式 3 (検診機関→都市医師会)

相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○都市医師会長 殿

所 在 地
医療機関名
代表者名 印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

市町村名	乳がん検診 (人)	子宮頸がん検診 (人)	計 (人)
計			

(注) 検診機関は、実施月分を翌月 10 日までに当該都市医師会へ提出

様式 4 (都市医師会→市町村、都市医師会が行わない場合は：検診機関→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地
医師会名（医療機関名）
会長名（病院長名）印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり
請求します。

記

請求金額 円

検診種別	委託料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診			
子宮頸がん検診			
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

様式 5 (都市医師会→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名

会 長 名

印

下記のとおり請求します。

記

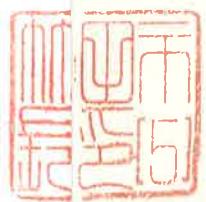
請求金額 円

検診種別	事務手数料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診	160 円		
子宮頸がん検診	160 円		
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

(注) 本表は、都市医師会から○○市町村に事務手数料を請求する場合に使用します。





相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書

竹田市長 土居 昌弘（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総 則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対 象 者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。



(委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法)

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和4年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」(以下、「別表」という。)に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の郡市医師会(以下「丁」という。)に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書(様式3)にクーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書(様式4)及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書(様式5)を作成し、クーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。

- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年5月1日

甲 竹田市大字会々1650番地
竹田市
竹田市長 土居昌弘



乙 大分市大字駄原2892の1
一般社団法人大分県医師会長 河野幸治



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式 1

令和5年度竹田市がん検診無料クーポン券

竹田市長 土居 昌弘

公印
省略

【対象のがん検診】 乳がん

【氏名】

【住所】 〒

【生年月日】 昭和 年 月 日

【クーポンNo.】

交付年月日	令和5年5月15日
有効期限	令和6年2月29日

【がん検診無料クーポン券活用にあたっての留意点】

- 1) このクーポン券は、県内の指定機関・場所でしか利用できません。
- 2) 受診時には、このクーポン券を指定機関に提出してください。
- 3) 指定機関で受診する際は、必ず事前予約をしてください。
地区巡回健診を受診される場合は予約不要です。
- 4) 本人確認のため「健康保険被保険者証」を必ずご持参ください。

【医療機関記入欄】 *受診日・医療機関名・保険区分の記入をお願いします。

受診日	
医療機関名	

【保険区分の記入欄】

国保

社保

その他



<問い合わせ先>

竹田市役所 保険健康課 TEL0974-63-1111 (内線 178)

様式2

令和5年度竹田市がん検診無料クーポン券

竹田市長 土居 昌弘

公印
省略

【対象のがん検診】 子宮がん

【氏 名】

【住 所】 〒

【生年月日】 令和 年 月 日

【クーポンNo.】

交付年月日	令和5年5月15日
有効期限	令和6年2月29日

【がん検診無料クーポン券活用にあたっての留意点】

- 1) このクーポン券は、県内の指定機関・場所でしか利用できません。
- 2) 受診時には、このクーポン券を指定機関に提出してください。
- 3) 指定機関で受診する際は、必ず事前予約をしてください。
地区巡回健診を受診される場合は予約不要です。
- 4) 本人確認のため「健康保険被保険者証」を必ずご持参ください。

【医療機関記入欄】 *受診日・医療機関名・保険区分の記入をお願いします。

受診日	
医療機関名	

【保険区分の記入欄】

国保
社保
その他



<問い合わせ先>

竹田市役所 保険健康課 TEL0974-63-1111 (内線 178)

様式 3 (検診機関→都市医師会)

相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○都市医師会長 殿

所 在 地

医療機関名

代表者名

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

市町村名	乳がん検診 (人)	子宮頸がん検診 (人)	計 (人)
計			

(注) 検診機関は、実施月分を翌月 10 日までに当該都市医師会へ提出

様式 4 (郡市医師会→市町村、郡市医師会が行わない場合は：検診機関→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

竹田市長 殿

所在 地

医師会名（医療機関名）

会長名（病院長名）

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり
請求します。

記

請求金額 円

検診種別	委託料単価 (円)	受診者数 (人)	合計 (円)
乳がん検診			
子宮頸がん検診			
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

様式 5 (都市医師会→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

竹田市長 殿

所 在 地

医師会名

会 長 名

印

下記のとおり請求します。

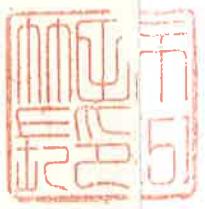
記

請求金額 円

検診種別	事務手数料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診	160 円		
子宮頸がん検診	160 円		
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

(注) 本表は、都市医師会から○○市町村に事務手数料を請求する場合に使用します。



相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書

豊後高田市（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対象者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法）



第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和4年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」（以下、「別表」という。）に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の都市医師会（以下「丁」という。）に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書（様式3）にクーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書（様式4）及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書（様式5）を作成し、クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

（3）その他甲又は乙が必要と認めたとき。

（協議）

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年4月3日

甲 豊後高田市是永町39番地3

豊後高田市

豊後高田市長 佐々木 敏夫



乙 大分市大字駄原2892の1

一般社団法人大分県医師会長

河野 幸治



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式 1



様式 2



様式 3 (検診機関→郡市医師会)

相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○都市医師会長 殿

所 在 地
医療機関名
代表者名 印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

市町村名	乳がん検診 (人)	子宮頸がん検診 (人)	計 (人)
計			

(注) 検診機関は、実施月分を翌月 10 日までに当該郡市医師会へ提出

様式 4 (都市医師会→市町村、都市医師会が行わない場合は：検診機関→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名 (医療機関名)

会 長 名 (病院長名)

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

検診種別	委託料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診			
子宮頸がん検診			
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

様式 5 (都市医師会→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名

会 長 名

印

下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	事務手数料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診	160円		
子宮頸がん検診	160円		
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 NO.

(注) 本表は、都市医師会から○○市町村に事務手数料を請求する場合に使用します。



令和5年度相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書



宇佐市長 是永 修治（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総 則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対 象 者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。



(委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法)

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和5年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」(以下、「別表」という。)に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の都市医師会(以下「丁」という。)に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書(様式3)にクーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書(様式4)及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書(様式5)を作成し、クーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。

- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年5月1日

甲 宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市長 是永 修治



乙 大分市大字駄原2892の1

一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式 1



様式 2



様式 3 (検診機関→都市医師会)

相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○都市医師会長 殿

所 在 地

医療機関名

代表者名

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

市町村名	乳がん検診 (人)	子宮頸がん検診 (人)	計 (人)
計			

(注) 検診機関は、実施月分を翌月 10 日までに当該都市医師会へ提出

様式 4 (都市医師会→市町村、都市医師会が行わない場合は：検診機関→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

宇佐市長 是永 修治 殿

所 在 地

医師会名 (医療機関名)

会 長 名 (病院長名)

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	委託料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診			
子宮頸がん検診			
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

様式 5 (都市医師会→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

宇佐市長 是永 修治 殿

所 在 地

医師会名

会 長 名

印

下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	事務手数料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診	160円		
子宮頸がん検診	160円		
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

(注) 本表は、都市医師会から宇佐市に事務手数料を請求する場合に使用します。



相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書

由布市長 相馬尊重（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総 則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対 象 者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。



(委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法)

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和4年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」(以下、「別表」という。)に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の都市医師会(以下「丁」という。)に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書(様式3)にクーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書(様式4)及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書(様式5)を作成し、クーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。

- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 由布市庄内町柿原302番地
由布市長 相馬 尊重



乙 大分市大字駄原2892の1
一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式1



様式2



様式 3 (検診機関→都市医師会)

相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○都市医師会長 殿

所 在 地
医療機関名
代表者名 印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

市町村名	乳がん検診 (人)	子宮頸がん検診 (人)	計 (人)
計			

(注) 検診機関は、実施月分を翌月 10 日までに当該都市医師会へ提出

様式 4 (都市医師会→市町村、都市医師会が行わない場合は：検診機関→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名（医療機関名）

会長名（病院長名）

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	委託料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診			
子宮頸がん検診			
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

様式 5 (都市医師会→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名

会 長 名

印

下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	事務手数料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診	160円		
子宮頸がん検診	160円		
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

(注) 本表は、都市医師会から○○市町村に事務手数料を請求する場合に使用します。

田
昌

大
方
印
長
之
印

相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書



姫島村長 藤本昭夫（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総 則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対 象 者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。



(委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法)

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和4年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」(以下、「別表」という。)に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の郡市医師会(以下「丁」という。)に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書(様式3)にクーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書(様式4)及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書(様式5)を作成し、クーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。

- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 大分県東国東郡姫島村1630番地の1

姫島村長 藤本昭夫



乙 大分市大字駄原2892の1

一般社団法人大分県医師会長

河野 幸治



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式 1

乳がん 表

 <p>乳がん検診無料クーポン券 交付年月日 令和5年5月1日 (有効期限:令和6年3月31日)</p>	<p>市町村番号 44322 受診券番号 A-1 氏名 姫島 花子 生年月日 昭和〇年〇月〇日 住所 〒872-1501 東国東郡姫島村〇番地 姫島村長 畠本 昭夫</p>
---	---

乳がん 裏

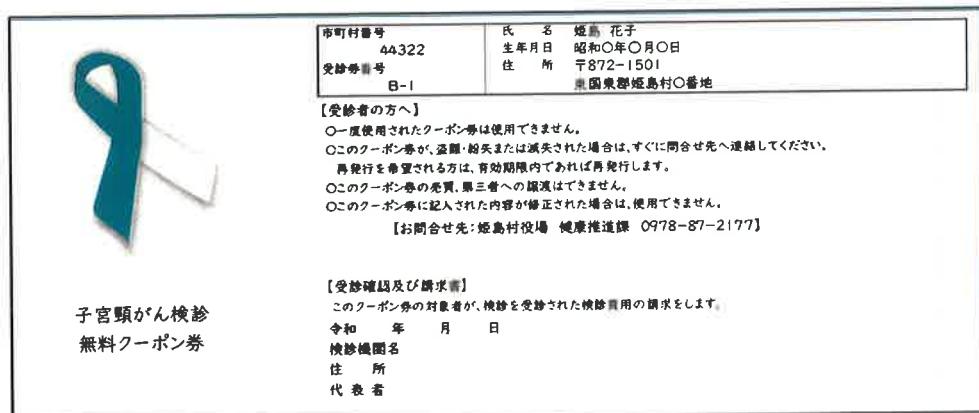
 <p>乳がん検診 無料クーポン券</p>	<p>市町村番号 44322 氏名 姫島 花子 受診券番号 生年月日 昭和〇年〇月〇日 A-1 住所 〒872-1501 東国東郡姫島村〇番地</p>
<p>【受診者の方へ】</p> <p>○一度使用されたクーポン券は使用できません。 ○このクーポン券が、盗難・紛失または滅失された場合は、すぐに問合せ先へ連絡してください。 再発行を希望される方は、有効期限内であれば再発行します。 ○このクーポン券の売買、第三者への譲渡はできません。 ○このクーポン券に記入された内容が修正された場合は、使用できません。</p> <p>【お問合せ先:姫島村役場 健康推進課 0978-87-2177】</p> <p>【受診確認及び請求書】</p> <p>このクーポン券の対象者が、検診を受診された検診費用の請求をします。</p> <p>令和 年 月 日 検診機関名 住 所 代表者</p>	

様式2

子宮がん 表



子宮がん 裏



様式 3 (検診機関→都市医師会)

相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○都市医師会長 殿

所 在 地
医療機関名
代表者名 印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

市町村名	乳がん検診 (人)	子宮頸がん検診 (人)	計 (人)
計			

(注) 検診機関は、実施月分を翌月 10 日までに当該都市医師会へ提出

様式 4 (都市医師会→市町村、都市医師会が行わない場合は：検診機関→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名（医療機関名）

会長名（病院長名）

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	委託料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診			
子宮頸がん検診			
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

様式 5 (都市医師会→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○市町村長 殿

所 在 地

医師会名

会 長 名

印

下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	事務手数料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診	160円		
子宮頸がん検診	160円		
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

(注) 本表は、都市医師会から○○市町村に事務手数料を請求する場合に使用します。

留念
丁巳

大江縣
印



相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書

日出町長 本田 博文（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾患対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対象者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。



(委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法)

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和4年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」(以下、「別表」という。)に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る月毎の委託料の甲への請求を丙の所在地の都市医師会(以下「丁」という。)に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書(様式3)にクーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書(様式4)及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書(様式5)を作成し、クーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。

- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和 5年 6月 1日

甲 大分県速見郡日出町2974番地上
日出町長 本田 博文



乙 大分市大字駄原2892の1
一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務について知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式 1

日出町乳がん検診無料クーポン券

交付年月日 令和 5 年 6 月 1 日

(有効期限：令和 6 年 2 月 29 日)

受診券番号

交付年月日

令和 5 年 6 月 1 日

氏名

生年月日

住所

大分県日出町

大分県日出町

様式 2

日出町子宮頸がん検診無料クーポン券

交付年月日 令和 5 年 6 月 1 日

(有効期限：令和 6 年 2 月 29 日)

受診券番号

交付年月日

令和 5 年 6 月 1 日

氏名

生年月日

住所

大分県日出町

大分県日出町



卷之二



相互乗り入れ女性特有のがん検診業務委託契約書

九重町長 日野 康志（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治（以下「乙」という。）とは、甲が「令和5年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」（令和5年3月27日健が発0327第4号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に基づき実施する乳がん及び子宮頸がん検診（前記の検診に併せて甲が実施する乳がん及び子宮頸がん検診を含む。以下「女性特有のがん検診」という。）の無料クーポン券配布対象者（以下「対象者」という。）が当該市町村以外においても円滑に検診を受けることができる相互乗り入れ方式による女性特有のがん検診の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙は、乙の会員及び会員以外の者で県内市町村の行う女性特有のがん検診への協力を承諾し、かつ本契約締結についての権限を乙に委任した者（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 がんは、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、甲は、がんによる死亡者数を減少させるため、乙の協力の下に相互乗り入れ女性特有のがん検診を実施するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成28年2月4日一部改正）に基づき実施する女性特有のがん検診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、女性特有のがん検診の業務を丙に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、丙の指導監督に努めなければならない。

（信義・誠実の義務）

第3条 甲、乙並びに丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（対象者）

第4条 対象者は以下のとおりとする。

（1）乳がん検診

甲から様式1の乳がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。

（2）子宮頸がん検診

甲から様式2の子宮頸がん検診無料クーポン券の交付を受けた者。



(委託料、事務手数料及び検診結果の通知方法)

第5条 甲は、乙に女性特有のがん検診業務に要する経費として、別表「令和5年度 女性特有のがん 相互乗り入れ検診実施機関 市町村一覧」(以下、「別表」という。)に掲げる丙が所在する市町村の女性特有のがん検診の種別ごとの委託料単価及び取り扱い1件につき160円の事務手数料に受診者数を乗じた額を支払うものとする。

2 検診結果の通知方法については、別表の「検診実施機関からの結果通知方法等」によるものとする。

(委託料の支払及び実施状況の報告)

第6条 乙は、丙が実施した業務に係る毎月の委託料の甲への請求を丙の所在地の都市医師会(以下「丁」という。)に行わせるものとする。ただし、丁が行うことが出来ない場合にあっては、丙に行わせるものとする。この場合は、事務手数料は支払わないものとする。

2 丙は、原則として当月分の業務に係る相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書(様式3)にクーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付し、翌月の10日までに丁に提出するものとし、丁は相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書(様式4)及び相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書(様式5)を作成し、クーポン券(市町村控え)、検診結果(市町村控え)等を添付して甲に提出するものとする。

3 甲は、丙または丁から適切な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙が該当業務を実施するに当たっては、検診結果等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第9条 甲が必要と認めるときは、乙に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は次の各号の1に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が委託事業を中止又は、廃止しようとするとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) その他甲又は乙が必要と認めたとき。

(協議)

第11条 この契約に定めない事項が生じたときは、必要に応じて、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和 5年 5月 1日

甲 玖珠郡九重町大字後野上8の1

九重町長 日野 康志



乙 大分市大字駄原2892の1

一般社団法人大分県医師会長 河野 幸治



別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(監査、調査等)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時監査、調査等することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式1

(乳がん検診無料クーポン券)

※クーポン券のサンプルを掲載してください。

様式2

(子宮頸がん検診無料クーポン券)

※クーポン券のサンプルを掲載してください。

不^見式^見

879-4803

九重町大字後野上17-1

九重 花子 様

INFORMATION



乳がん 無料検診対象者へのお知らせ

(公印省略)

九保第 98 号

令和5年5月19日

各 位

九重町長 日野 康志

乳がんは、40～50代女性のがん死亡原因の第1位です。

乳がんは早期に発見して治療すれば95%以上が治癒しますので、特定の年齢に達した女性の方を対象に「乳がん」の無料検診を受けていただくためのクーポン券を送付いたします。

県内の医療機関でも検診受診できますので、同封の「総合健診日程および検診機関等一覧表」等を参考に、「がん検診無料クーポン券」を使って、乳がん検診をぜひお受けください。

検診当日は下記のクーポン券を忘れずにご持参ください。

8月以降、こちらで受診したことが確認できない場合、再度文書等で受診を勧めさせていただきます。

なお、職域のがん検診を受けられる方につきましては、本クーポン券の利用によるがん検診でなく、保険者等によるがん検診の受診を優先していただきますようお願いします。

乳がん検診を昨年度以降受診された皆さまへ

がん検診に関する専門家の見解として、乳がん検診を毎年1回、または年間に複数回受診したとしても、2年に1回受診した場合と比べ医学的なメリットは変わらないとされています。

このため町の検診、職場検診、人間ドックなどで、乳がん検診を昨年度受診された方や、今年度既に受診された方につきましては、無料クーポンによる検診をあらためて受診していただく必要はありません。がんに対する正しい知識を身につけ理解を深めていただくため、検診手帳をご活用いただきますようお願いします。

【九重町保健福祉センター 電話 76-3838】

① 〈キリトリ線〉

PON

CANCER SCREENING FREE COUPON

市区町村番号 44-461 受診券番号 BC234001
 氏名 九重 花子
 生年月日 昭和57年 5月19日
 住所 879-4803
 九重町大字後野上17-1

乳がん検診無料クーポン券

交付年月日 令和5年 5月 1日
 (有効期限: 令和6年1月31日まで)

COUPON

受診券番号 BC234001

交付年月日
 令和5年 5月 1日
 氏名
 九重 花子
 生年月日
 昭和57年 5月19日
 住所
 879-4803
 九重町大字後野上17-1

検診機関の方へ
 このクーポン券を受取った日
 の属する月の翌月の10日
 迄に発券元の市町村等に
 本券を健診係の書類と
 一緒に郵送してください。

② 〈キリトリ線〉

●キリトリ線に沿って、
 ①②の順に切り離してください。

注意: クーポン券は印刷された
 半券を切り離さないで
 ください。

〒879-4895

玖珠郡九重町大字後野上8番地1

九重町

九重町

PON

様式 3 (検診機関→都市医師会)

相互乗り入れ女性特有のがん検診実施報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

○○都市医師会長 殿

所 在 地

医療機関名

代表者名

印

クーポン券（市町村控え）、検診結果（市町村控え）等を添付のうえ、下記のとおり報告します。

記

市町村名	乳がん検診 (人)	子宮頸がん検診 (人)	計 (人)
計			

(注) 検診機関は、実施月分を翌月 10 日までに当該都市医師会へ提出

様式 4 (都市医師会→市町村、都市医師会が行わない場合は: 検診機関→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診委託料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

九重町長 日野康志 殿

所 在 地

医師会名 (医療機関名)

会 長 名 (病院長名)

印

クーポン券 (市町村控え)、検診結果 (市町村控え) 等を添付のうえ、下記のとおり
請求します。

記

請求金額

円

検診種別	委託料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診			
子宮頸がん検診			
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 N.O.

様式 5 (郡市医師会→市町村)

相互乗り入れ女性特有のがん検診事務手数料請求書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

九重町長 日野康志 殿

所 在 地

医師会名

会 長 名

印

下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

検診種別	事務手数料単価 (円)	受診者数 (人)	合 計 (円)
乳がん検診	160円		
子宮頸がん検診	160円		
計			

(振込口座) ○○銀行○○支店○○名義 普通預金 NO.

(注) 本表は、郡市医師会から九重町に事務手数料を請求する場合に使用します。

